

死亡届・国籍喪失届が未提出となっている皆様へ

法務局が行った調査によると、住所が分からない（戸籍附票に住所の記載がない）100歳以上の高齢者が沖縄県全体で1万1,000人余存在することが判明し、与那国町においては、32人の住所の分からない100歳以上の高齢者の戸籍が存在することが明らかとなっています。

このような戸籍が存在している大きな理由は、親族等から提出されるべき死亡届等が未提出となっていることが考えられます。

親族など関係者の戸籍で、まだ死亡届等を提出していない方がありましたら、早急に届出をして下さい。

届出は、下記の各事案に応じて添付資料をつけて総務財政課へ提出して下さい。

記

1 死亡届

① 死亡診断書や外国の身分登録機関で登録された死亡証明書がある場合は、当該証明書（外国の官憲が作成した証明書については翻訳文をつけてください。）を添付してください。

② 死亡診断書等がない場合は、死亡診断書等に代わるものとして、死亡した方の遺体を確認した人の死亡現認書（誰が、いつ、どこで、どのような状態で亡くなったのかを記載した書面）や葬儀に参列した方の参列証明書、位牌があるときはその写真など、死亡を証明する資料を添付してください。

2 国籍喪失届

日本人が外国へ渡航し、自己の希望で外国の国籍を取得したときは、外国の国籍を取得した時点で自動的に日本国籍を喪失しますので、親族等で該当者がいましたら、外国国籍取得を証する書面（帰化証明書等）を添付して、国籍喪失届を日本大使館等に提出するよう連絡してください。

詳細や不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

与那国町役場 総務財政課 TEL 0980-87-3572

又は那覇地方法務局戸籍課 TEL 098-854-7953
那覇地方法務局石垣支局 TEL 0980-82-2004